東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、 下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいずれ も無料です(東京都の補助事業)。事前相談もお待ちしています。



利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。 来所相談は、おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

法律専門相談員:弁護士 小嶋 正 (第一東京弁護士会。昭和37年生まれ **慶應義塾大学法学部法律学科** 卒 法テラス (日本司法支援センター) 審査委員 東社協顧問弁護士 「社会福祉施設における事故責任 と対策」、「身寄りのいない高齢者への支援の手引き」いずれも単著 東社協)



会計基準(会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準)、会計関連通知に係る会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメールにてご相談ください。おおむね2日以内に回答いたします。

会計専門相談員:公認会計士 宮内 忍 (昭和22年生まれ 中央大学商学部卒 元日本公認会計士協会副会長 総務省、文科省、経産省、金融庁等の各種委員会委員多数就任 日本ユニセフ監事 「社会福祉法人監事監査の手引き」監修 東社協、「社会福祉法人会計の基礎から決算」共著 文出版企画)



就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員宛<u>できるだけEメール</u>にてご相談ください。来所相談は、 おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

労務専門相談員:社会保険労務士 綱川 晃弘(昭和38年生まれ 早稲田大学法学部卒 東京都福祉 サービス評価推進機構委員 東社協労基法研修会講師 各種シンクタンク参画 「介護サービス事業の経 営実務」共著 第一法規「非常勤ホームヘルパーの雇用管理の手引き」監修 全社協)



当別 この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関 するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日〜金曜日の午前9時〜 午後5時宛できるだけEメール、電話、来所でのご相談にお応えします。

メールは、東社協HP・トップページの「経営相談」からどうぞ

専任経営相談員: 東社協福祉部 長谷川保夫(昭和26年生まれ 日社大卒 「社会福祉施設・事業者の

ための規程集(運営編)、(人事労務編)」「「社会福祉施設・事業者のための労基

法等Q&A」「社会福祉法人設立運営の手引き」「運営ハンドブック」他編集)

兼任経営相談員:東社協福祉部主任 高村 卓朗

平成23年度は1,411件のご相談がありました

*以下に、平成23年度の実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律專用犯

(27件、再来4件)

入所者の家族からの要望・要求が過剰であり、対応に苦慮している

特養利用者が利用料金を滞納し、再三の督促にも応じない。法的に訴える手段はないか

(57件、再来1件)

新規に契約した不動産物件の保証金について、契約内容を確認したところ、「解約時 20%償却」となっていたが、その場合の伝票処理はどうすればよいか

新会計基準における本部会計が就労会計で作ったクッキーを買った場合の「内部取引の消去」はどうなるのか

障害者施設における利用者工賃についての消費税区分(課税・非課税・不課税)の取扱い

常務専門相談

(45件)

地域包括支援センターで3人のケアマネジャーが転送用携帯電話を輪番制で持ち帰り、緊急の電話 相談に対応する方法を検討しているが、その場合の業務補償はどのようにしたらよいか

通勤費として、6か月定期料金額の1/6を毎月支給しているが、今後もこの方式が妥当であるか

一般相談

(1, 282件。内、来所相談69件、通信相談1,213件)

勤務時間数の短い職員や複数の職場で勤務している場合の採用時及び定期健康診断の取扱い

社会福祉法人認可されたが、任期開始日が不明とされ登記されない事態となっている

入居者が入院中に胃瘻対応となるが、施設契約書及び重要事項説明書に「医療行為」に係る記述は どのようにしたらよいか

定款細則で理事会等で諸規程の改廃事項を規定する際は、定款の規定とは別に細則として議決事項、 審議事項を総括的に定めた方がよいか

介護保険利用者負担分の利用料を利用者又はご家族の預金口座から翌月に自動引落にて行うことを検討しているが銀行手数料を法人負担ではなく、利用者又は家族から徴収することはできるか

定款に「理事の在任期間は特に必要とされる場合を除き10年以内とする」という表記を入れることは可能か

介護保険事業における厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 (告示第123号)の障害者自立支援給付費版の通知があるか

(相談内容別:会計相談51%、経営一般23%、職員処遇18%、社会福祉法人設立・事業創設6%) 上記相談に係る回答をご希望の方は下記あてメールにて法人名を付してご照会ください。回答例をお送りします。

東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室 相談室だよりNo.100 平成24年4月17日 〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階) TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw. tvac. or. jp

*メールは「東社協HP・トップページ」→経営相談(クリック)で立ち上がります。